介護職員処遇改善加算について

1. 介護職員処遇改善計画書の不備について

下記のような不備が多く見受けられます。 再提出するこことなりますので十分ご注意ください

	提出書類名		不足・不備の内容						
1	介護	職員処遇改善計画書	□添付なし						
	(別)	紙様式2)	□記入もれ (法人印 住所 法人名)						
	(1) 賃金改善計画 □①加算区分不明(○印をつけていない. 両方についている)							\ る)	
			□②算定対象月(4月~3月となっていない) □③④見込額(③より④が多いことが必要)						
	(2)) キャリアパス要件 □記入もれ、間違い (取得する区分に応じた要件を満足する							
				加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算IV	加算V	
			要件 I	0	0	いずれか	しか	_]
			要件Ⅱ	0	0	○ いずれか ○	_]	
			職場環境等要件	0	0	0		_]
			要件Ⅲ	0	_	_	_	_	
	※ ○:必須 一:不問								
	(3)	職場環境等要件	□記入もれ(該当する項目には○印をつける)						
	(4)	証明欄(下)	□記入もれ (日付 法人印 法人名 代表者名)						
2	事業所一覧表		□添付なし						
(別紙様式2-添付1)			□金額不整合 (計画書と金額が一致しない)						
3	労働保険に加入していること が確認できる書類								
	77 中田		□最新版でない						
			□確認できる書類でない(証書写・納付書・申告書・通帳引落ペ→ジ以外は不可)						
4	その	他							
	・キャリアパス要件Ⅲの根拠書類 □添付なし □根拠が不明確								
		□根拠が不明確 (規程内に明文化されていること)							

2. 留意事項

- 介護職員処遇改善加算をあてられるのは、賃金や資格手当など、直接、介護職員の方へ支給されるものが対象です。研修費や交通費、飲食代、通信費、健康診断料などは、当該加算をあてる ことは不可であり、事業所での負担となります。 (違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。)
- 介護職員処遇改善加算が支給される方は、辞令や雇用契約書により、介護職員として従事している介護職員のみが対象者となります。このことから、介護職員として従事していない管理者や生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等は支給対象外となります。(違反した場合は、実地指導等を行い、返還措置が執られます。)
- 介護職員処遇改善計画書の提出期限は例年、2月末日必着となっており、提出書類の適切性を審査し、適切であれば、4月からの算定を認めています。当該加算の新規取得や区分変更を行う事業所については、加算変更に係る届出書類の提出も、併せて必要となることから、提出期限を過ぎての提出や書類の不備がある場合には、予定される時期での当該加算の算定が不可能となりますので、ご留意ください。